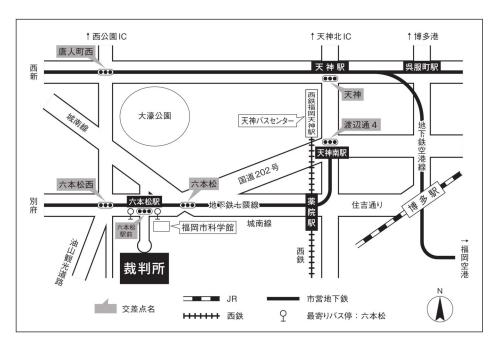
■場所のご案内



【公共交通機関】

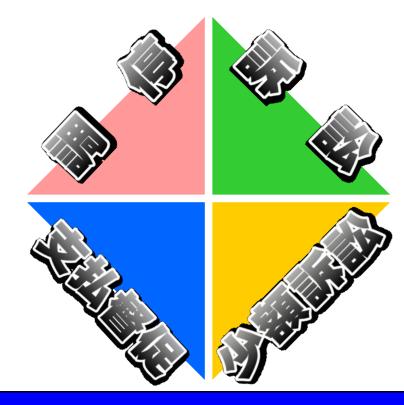
- ■地下鉄 博多駅から六本松駅 約30分 (六本松駅①番出口から徒歩約3分)
 - ※ 天神駅から天神南駅は乗り換え(徒歩約10分)
 - ※ 天神南駅から六本松駅(約8分)
- ■バス 博多駅から六本松バス停 約25分 (六本松バス停から徒歩約3分)

福岡簡易裁判所民事手続案内係

7810-8654

福岡市中央区六本松4丁目2番4号 電話092-781-3141(代表) 裁判所での紛争解決をお考えの方へ

『手続案内』利用の手引き



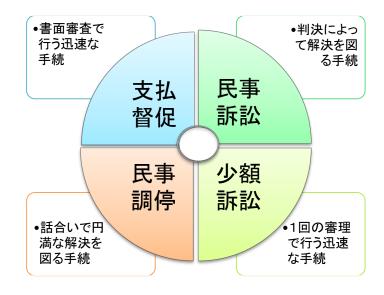
福岡簡易裁判所の「民事手続案内」では、訴訟手続 はもちろん, その他の紛争解決メニューもご案内し ています。

福岡簡易裁判所

手続案内について

福岡簡易裁判所では、一般の方々が容易に裁判所の手続をご利用いただけるよう、裁判所合同庁舎(福岡市中央区六本松)の1階に手続案内コーナーを設け、手続の案内をしています。「相手との紛争を解決するのに裁判所の手続を利用したいが、裁判所にはどのような手続があるのかよく分からない。」などお困りの方のご利用をお待ちしています。

簡易裁判所の主な手続



案内時間等

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前:9時から正午まで(受付は11時まで)

午後:1時から5時まで(受付は4時まで)

※予約制ではありませんので、多少お待ちいただくこともあります。時間に余裕をもってお越しください。

■ 電話での問合せについて

電話でのご案内には応じておりませんので、お手数でも足をお運びの 上、ご利用ください。経路等については、裏面の地図をご覧ください。

■ご用意いただく物

手続案内を利用する際には、具体的な紛争となっている事案をご説明いただくための参考資料(各種契約書,交通事故証明書,写真,図面,受領書,領収書,見積書など)をご持参いただくと、より内容に沿った手続案内が可能です。

また,当日に申立てまでをお考えの方は,印鑑(スタンプ式以外のもの)と申立手数料等を賄える程度のお金もご持参ください。

■ その他ご注意いただきたい点

- □ 紛争内容や手続に関する意思確認のため,原則としてご本人にお越し いただくようお願いします。
- □ 選択される手続によって、作成する書面や用意する資料が異なります。 典型的・一般的な事例については、記入式の書式を用意していますが、 内容が複雑であったり、特殊な事例では、対応しかねる場合もあります。
- □ 手続案内は、手続に関する教示を目的とするもので、次のようなご相 談には応じられません。

相談には応じられない例

①法律上の権利の存否に関すること

「相手に対し、具体的に○○を請求する権利があるか」など

②事案の結論に関すること

「実際に手続をやってみて認められるかどうか」など

③主張の当否に関すること

「私のこの主張は法律的に妥当かどうか」など

- ④既に係属している事件に関すること
- ⑤その他,裁判所の中立,公平性を失うおそれがあると思われること